



【体育会馬術部規約書】

(関西学院大学体育会馬術部)



第 1 章 総則

第 1 条 名称

本馬術部は、関西学院大学体育会馬術部と称する。

第 2 条 目的

本馬術部は、部員相互の協力のもとに、馬の飼養管理を通じて馬に惜しみない愛情を注ぎ、また馬術の技術追求を通じてスポーツ精神を学ぶなかで健全な心身の鍛錬および人格の陶冶を図ること、および卒部者や他大学との交流と親睦を図り豊かな社会性と広い見識を育てることを目的とする。

第 3 条 体育会

本馬術部は、関西学院大学体育会に所属する。

第4条 学生馬術連盟

本馬術部は、全日本学生馬術連盟およびその支部である関西学生馬術連盟に加盟する。

第5条 自馬の繋養

本馬術部は、第2条の目的達成のため本馬術部が所有し飼養管理する自馬を繋養する。

自馬の管理に関して外部の作業員に委託せず、全て部員で行うものとする。そのため、部員は自馬の朝飼、昼飼、夕飼、水替え、馬房掃除等の作業を分担して行い、大学の講義の空き時間を利用し行うこととする。作業配分については他の部員との間に不公平が生じないように努めなければならない。

第6条 本拠地

本馬術部の連絡所は、兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1-155（関西学院大学第3フィールド内）関西学院大学体育会馬術部馬場に置く。

第2章 活動

第7条 競技会

本馬術部は、第2条の目的達成のため各種競技会に参加する。

競技会は部員相互の協力のもと、団結してこれを遂行しなければならない。

第8条 練習

本馬術部は、第2条の目的達成および部員相互の馬術向上のため、日々練習を行う。

練習は主として大学内馬場にて行うものとする。

練習は主将が統括する。主将は人馬の安全を常に配慮し、秩序ある練習を心掛け、全員が活動しやすい環境作りに努めなければならない。

部員はスポーツ安全保険に加盟することとする。

練習は人馬の安全を最優先に行う。危険な騎乗行為・練習は禁止する。万が一、練習中に落馬した場合、監督、コーチ、部員は必要以上の責任を負わないものとする。

第9条 講習会等

本馬術部は、部員の馬術向上のため各種外部講習に団体として適宜参加することができる。

第10条 弦鞍会関係

本馬術部は、第6章に規定する馬術部OB会である弦鞍会との交流のため、定期的に懇親会・総会等を開催する。

第3章 部員

第11条 部員

本馬術部員は、関西学院大学の学生として在籍する者であって、第2条に定める本馬術部の目的に賛同し、かつ真に馬術を愛好する意思がある者であることを要する。

部員は、本馬術部の活動に自発的かつ積極的に参加し、自馬繫養の責任を強く自覚しなければならない。

第12条 入部

第11条に規定する資格を充たす者が本馬術部に入部を希望する場合は、入部することが出来る。

入部は、本入部届を本人が記入し主将、副将、主務のいずれかがサインした日付からとし、馬術部規約に同意し、本人、保護者の承諾書が必要なものとする。

第13条 退部

退部を希望する者は、主将の承認を得ることを要する。

退部は、退部届を本人が記入し主将、副将、主務いずれかに提出し、その時点で本人の意思で馬術部の活動は一時停止することが出来るが、退部は主将がサインした翌日からとする。

本馬術部は、第2条に規定する本馬術部の目的または社会通念に照らし、ふさわしくない行為および人馬に関わる危険な行為等を特定し、団体の規律維持のため必要と認めるときは、本人の意思に問わずして、主将又は副将が退部を勧告することがある。

第14条 休部

休部については、主将と相談の上、検討を行う。

休部は、休部届を本人が記入し、主将、副将、主務いずれかに提出し、その時点で本人の意思で馬術部の活動は一時停止することが出来るが、休部は主将がサインした翌日からとする。

第15条 引退

引退は4年次の関西学生自馬馬術大会終了後とする。ただし、全日本学生馬術大会の三大大会および選手権競技の参加資格を得た場合は全日本学生馬術大会終了後とする。全日本学生馬術大会の参加資格が得られなかった場合本人の意思で引き続き活動に参加することが出来る。

第16条 部費

部員は、月額5,000円の部費を納入する。

部費納入は1年間分（12月分まで）まとめて行うものとし、途中で休部又は、退部した場合の部費の返金はしないものとする。

但し、やむを得ない事情がある場合は、分割での納入を認める場合がある。

休部時及び退部時に未納の部費がある場合は、在籍期間の部費を速やかに納入するものとする。

納入時期は、現役部員は1月、新入部員は入部した翌月とする。

第17条 アルバイト

部員は、第7章に規定した通り活動費を算出するためのアルバイトを活動の一環として行うこととする。

アルバイトで得た資金は全額、馬術部の運営費として納めることとする。

馬を養ううえでアルバイトは重要な収入源なので、馬術部員である以上は責任を持ってアルバイトに参加する。

馬術部が引き受けるアルバイトに関わる部費の納入については、他の部員との間に納入金の不公平が生じないように努めなければならない。

特に、阪神競馬場でのアルバイトの不参加は冠婚葬祭、試合、就活、留学、補講授業など以外の理由は原則認めておらず、要相談とする。

第4章 役員

第18条 役員役職の選出と任期

本馬術部は、役員を以下のようにおくものとする。

学生役員については、主将および副将以外は別途定める。

部長 1名 監督 1名 コーチ 複数名

主将 1名 副将 1名

任期は11月に行われる全日本学生馬術大会終了後までとする。

現学生役員は、後任に対し速やかに、かつ十分にその職務の引継ぎをしなければならない。

学生役員がその任期中に事故その他の事情で自らその任を辞するとき、および第 8 章に規定する行為等を理由として幹部会がその任を解く決議をしたときは、幹部会は直ちにその後任を任命する。

第 19 条 部長

部長は、関西学院大学の教員であることを要する。

部長は馬術部を代表し、部の事業を統括する。

(監督が定めた方針についての最終確認をして承認する。)

第 20 条 監督

監督は、第 6 章に規定する弦鞍会に推薦され決定する。

監督は、本馬術部の運営上の重要事項を決定する。(定める?) この決定については、第 5 章に規定する幹部会の協議を経るものとする。ただし、監督が認めるときは主将に決定を一任することができる。

第 21 条 コーチ

監督の補佐として、別途コーチをおくことができる。

コーチは部長の承認を経て、監督が囑託する。

コーチは第5章に規定する幹部会に参加し、意見を述べることができる。

第22条 主将

主将は現役部員の互選によって選出される。

主将は本馬術部部員を代表する。ただし、運営上の重要事項については、第5章に規定する幹部会の競技を経るものとする。

主将は練習を主宰し、適宜部会を招集するものとする。

主将は、以下の役職を設置し、部務の一部を委任することができる。ただし、委任した業務については主将自らが最終確認を行わなければならない。

主務、会計、記録、馬匹、人事、飼料、薬品、施設、車両、馬具、体育会本部、学生馬術連盟

第23条 副将

副将は部員の互選によって選出される。

副将は主将を補佐し、主将不在時にはその任を代行する。

第5章 幹部会

第24条 幹部会

本馬術部は、活動を円滑に行うため、監督、コーチ、主将、副将、主務、会計から構成される幹部会を定期的に開くものとする。

この際、監督・コーチと学生の人数が同等の人数で行うものとする。幹部会成立には最低4人以上必要なものとし、監督、主将の参加は必須である。

幹部会は、運営上の重要事項を協議し、招集は主将又は監督が行うものとする。

ただし、運営は学生主体で行う。よって、学生主体で議論を行うことが、幹部会の前提となる。監督・コーチ・弦鞍会の基本的な活動は運営の補助とし、学生の運営を妨害することのないように努めなければならない。

第6章 弦鞍会

第25 弦鞍会

本馬術部は、本馬術部卒部生等を正会員とする弦鞍会により後援される。

第7章 収入および会計

第 26 収入

本馬術部の収入は、以下のものによる。

1. 弦鞍会および本馬術部卒部生からの援助金
2. 馬術関連団体からの助成金
3. 部員の納入する部費
4. 部員によるアルバイト納入金
5. 学校からの補助金
6. その他の臨時収入

第 27 会計

本馬術部の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

本馬術部の経費は、前条に規定する収入により賄われるものとする。

毎年会計年度の終わりにおいて、経費の剰余金があるときは、幹部会の承認を経てこれを翌年度に繰り越すものとする。

本馬術部の予算は、毎年会計年度開始前に会計担当役員が予算案として作成し、幹部会の承認を経てこれを決定し、決算も会計年度終了後、幹部会の承認を経るものとする。

会計については、これを一般会計と特別会計に分けて管理する。一般会計

とは日常の運営資金に関わるものをいい、特別会計とは馬匹購入等の目的のため、将来にわたり積み立てていくものをいう。特別会計については、幹部会の議決を経るものでなければこれを動かすことはできない。

会計担当役員は、剰余金および積立金等の手元資金を、確実な銀行等の金融機関に預入れし、責任をもってこれを管理するものとする。また幹部会および部会において随時会計状況を報告する義務を負う。

第8章 規約改正

第28 規約改正

この規約の改正は、幹部会で決議し成立するものとする。